

岡山県公報

発行

岡山県



担当課（室）

目次

- 平成二十六年度における保安林内の立木伐採を皆伐によることができる面積の限度の公表
- 平成二十六年度後期技能検定試験の実施

治山課
担当課（室）

【告示】

担当課（室）

- 平成二十六年度における保安林内の立木伐採を皆伐によることができる面積の限度の公表
- 平成二十六年度後期技能検定試験の実施

治山課
担当課（室）

【公告】

平成26年9月1日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百五十号

平成二十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、「次のとおり」である。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十六年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成26年9月1日 岡山県公報 号外

〔四〇六〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、平成二十六年度後期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成二十六年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

1 特級

職種	職種
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	

2 一級及び二級

職種	作業
さく井	ロータリーアクションさく井工事作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業
金型製作	プレス金型製作作業
工場板金	機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業
ロープ加工	ロープ加工作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業
電気機器組立て	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業

平成26年9月1日 岡山県公報 号外

空気圧装置組立て	油圧装置調整	空気圧装置組立て作業
縫製機械整備	縫製機械整備作業	縫製機械整備作業
農業機械整備	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	冷凍空気調和機器施工作業
和裁	和服製作作業	和服製作作業
	プラスチック成形	射出成形作業
	強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業
	石材施工	石材加工作業
	パン製造	パン製造作業
	菓子製造	洋菓子製造作業、和菓子製造作業
	酒造	清酒製造作業
	建築大工	大工工事作業
	かわらぶき	かわらぶき作業
	配管	建築配管作業、プランクト配管作業
	厨房設備施工	厨房設備施工作業
	型枠施工	型枠工事作業
	鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業
	防水施工	コンクリート圧送施工
		コンクリート圧送工事作業
		アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	機械・プラント製図	機械製図手書き作業、機械製図C A D作業
	電気製図	配電盤・制御盤製図作業
塗装	機械試験作業、組織試験作業	鋼橋塗装作業
金属材料試験		

平成26年9月1日 岡山県公報 号外

			舞台機構調整
		3 単一等級	音響機構調整作業
	職種	作業	義肢製作業、器具製作業
電子回路接続 製麵	電子回路接続作業 機械乾麵製造作業	樹脂接着剤注入施工 樹脂接着剤注入工事作業	バルコニー施工 金属製バルコニー工事作業
4 三級	業	業	
職種 作業 業			
造園 機械加工 機械検査	造園工事作業 普通旋盤作業 機械検査作業		
電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 和裁	配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業 プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業 冷凍空気調和機器施工作業 和服製作作業		
プラスチック成形 建築大工 配管	射出成形作業 大工工事作業 建築配管作業		
機械・プラント製図 建築大工 配管	機械製図手書き作業、機械製図CAD作業 配電盤・制御盤製図作業		
電気製図			

二 手数料、実施期日、実施場所等

平成26年9月1日 岡山県公報 号外

1 実技試験
(1) 手数料

口 一級、二級、三級（在校生を除く。）及び単一等級
イ 特級 一七、九〇〇円

手 数 料	職 種 名			手 数 料
		特定高校生	その他	
ハ 三級（在校生に限る。）	和裁、機械・プラント製図、電気製図 機械検査、婦人子供服製造 機械検査、婦人子供服製造	造園、さく井、鍛造、機械加工、金型製作、工場板金、ロープ加工、機械保全、電子回路接続、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空氣調和機器施工、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、製麵、酒造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、義肢・器具製作、舞台機構調整	九、〇〇〇円 一七、九〇〇円	
	六、六〇〇円 一三、一〇〇円	七、五〇〇円 一四、九〇〇円		

平成26年9月1日 岡山県公報 号外

職種名	特定高校生	その他
和裁、機械・プラント製図、電気製図 機械検査	六、〇〇〇円 五、〇〇〇円	一一、九〇〇円 九、九〇〇円
	四、四〇〇円 八、七〇〇円	

二 手数料の免除について

高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）の生徒（岡山県外に設置されている高等学校に在学する場合にあっては、岡山県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が次のいずれかに該当するときは、当該生徒に係る実技試験手数料を免除する。

- (イ) 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を含む。）に属する者であるとき。
- (ロ) 当該生徒と同一の世帯に属する者であつて、主として当該生徒の生計を維持している者（定時制課程に在籍している生徒のうち勤労している生徒については、当該生徒）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により市町村民税を納付していないとき、又は市町村民税の均等割のみを納付しているとき。

- (ハ) 当該生徒と同一の世帯に属し、主として当該生徒の生計を維持している者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害その他の事由により生活に困窮し、かつ、その者その他に学資を負担する者がないと認められるとき。

(2) 実施期日

平成二十六年十二月三日（水曜日）から平成二十七年二月十五日（日曜日）までの間において、別途岡山県職業能力開発協会（以下三2を除き、「協会」という。）が指定する日に行う。

平成26年9月1日 岡山県公報 号外

口 一級及び二級		職種名	実施期日
鍛造、ロープ加工、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	平成二十七年一月二十五日（日曜日）	鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	平成二十七年一月一日（日曜日）

- (3) 実施場所
別途協会から受検者に通知する。
- (4) 問題の公表
平成二十六年十一月二十六日（水曜日）に、協会に掲示して行う。ただし、一部の職種については、公表しない。
- 2 学科試験
- (2)(1) 手数料 三、一〇〇円
実施期日
検定職種ごとに次のとおり行う。
- イ 特級

平成26年9月1日 岡山県公報 号外

電気機器組立て、配管	職種名	二 三級	職種名	ハ 单一等級	舞台機構調整	機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、縫製機械整備、和裁、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、義肢・道具製作	平成二十七年一月四日（水曜日）	さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、酒造、 ^{ラーメン} 厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図
平成二十七年一月二十五日（日曜日）	実施期日		実施期日			平成二十七年一月八日（日曜日）		平成二十七年一月一日（日曜日）

平成26年9月1日 岡山県公報 号外

機械検査、プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、建築大工、電気製図	平成二十七年一月八日（日曜日）
--------------------------------------	-----------------

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

平成二十六年十月六日（月曜日）から同月十七日（金曜日）まで

4 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。なお、郵便による送付を希望する者は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用切手（九十二円分）を同封して協会へ請求すること。

(2) 申請書を郵送又は信書便（以下「郵送等」という。）により送付する場合は、書留又はこれに準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、郵送等による申請書は、3の受付期間内の消印のあるものに限り受け付けれる。

(3) 特定高校生に係る実技試験手数料の適用又は高等学校の生徒に係る実技試験手数料の免除を受けようと/orする場合は、申請書を在学中の高等学校を経由して提出すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除さ

平成26年9月1日 岡山県公報 号外

れる者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

五 合格発表

合格者については、受検番号を平成二十七年三月十二日（金曜日）に協会に掲示し、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に登載するとともに、協会が書面で直接本人に通知する。

六 その他

不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六（一一一六）七三一八七）又は協会（電話〇八六（一一一五）一五四七）に問い合わせねり。